

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和5年度における輸入数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和5年度の初日から令和5年6月30日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量(協定対象外輸入数量)を下記のとおり公表する。

記

項	概要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	102 トン	0 トン	102 トン
		102 トン	0 トン	102 トン
3	クリーム	62 トン	4 トン	58 トン
		53 トン	4 トン	49 トン
4	粉乳類	51,114 トン	2,897 トン	48,217 トン
		48,333 トン	2,080 トン	46,253 トン
5	無糖れん乳	1,569 トン	168 トン	1,401 トン
		1,569 トン	168 トン	1,401 トン
6	加糖れん乳	206 トン	10 トン	196 トン
		187 トン	10 トン	177 トン
7	ヨーグルト	11 トン	4 トン	7 トン
		11 トン	4 トン	7 トン
8	バターミルク	17 トン	3 トン	14 トン
		17 トン	3 トン	14 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	57,558 トン	8,975 トン	48,583 トン
		48,997 トン	6,635 トン	42,362 トン
10	その他の乳製品	12,084 トン	952 トン	11,132 トン
		7,453 トン	492 トン	6,961 トン
11	バター	16,731 トン	4,490 トン	12,241 トン
		14,046 トン	3,389 トン	10,657 トン
12	豆類	81,156 トン	19,420 トン	61,736 トン
		38,771 トン	9,580 トン	29,191 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,697,461 トン	1,225,304 トン	4,472,157 トン
		5,310,622 トン	1,110,422 トン	4,200,200 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,342,899 トン	333,944 トン	1,008,955 トン
		251,859 トン	61,486 トン	190,373 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	871,852 トン	137,130 トン	734,722 トン
		871,852 トン	137,130 トン	734,722 トン
15	コーンスターチ	4,031 トン	398 トン	3,633 トン
		3,933 トン	398 トン	3,535 トン
16	ばれいしょでん粉	27,062 トン	2,021 トン	25,041 トン
		26,794 トン	2,021 トン	24,773 トン
17	マニオカでん粉	162,598 トン	34,048 トン	128,550 トン
		162,186 トン	32,654 トン	129,532 トン
18	サゴでん粉	19,253 トン	5,518 トン	13,735 トン
		1,638 トン	5,518 トン	超過済
19	その他のでん粉	1,536 トン	198 トン	1,338 トン
		1,491 トン	198 トン	1,293 トン
20	イヌリン	3,015 トン	573 トン	2,442 トン
		67 トン	13 トン	54 トン
21	落花生	44,537 トン	9,433 トン	35,104 トン
		27,828 トン	4,735 トン	23,093 トン
22	こんにやく芋	209 トン	22 トン	187 トン
		209 トン	22 トン	187 トン
23	ミルク調製品	9,505 トン	233 トン	9,272 トン
		3,551 トン	199 トン	3,352 トン
24	でん粉調製品	332 トン	336 トン	超過済
		320 トン	137 トン	183 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,848 トン	226 トン	4,622 トン
		2,158 トン	143 トン	2,015 トン
27	調製食用脂	17,834 トン	1,977 トン	15,857 トン
		2,181 トン	104 トン	2,077 トン
28	繭	3.3 トン	0.4 トン	2.9 トン
		3.3 トン	0.4 トン	2.9 トン
29	生糸	229 トン	41 トン	188 トン
		229 トン	41 トン	188 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。